

## 審査基準（太陽光パネルリサイクル設備導入事業、リチウムイオン電池リサイクル設備、金属破碎・選別設備導入事業）

### 事業の採択手順について

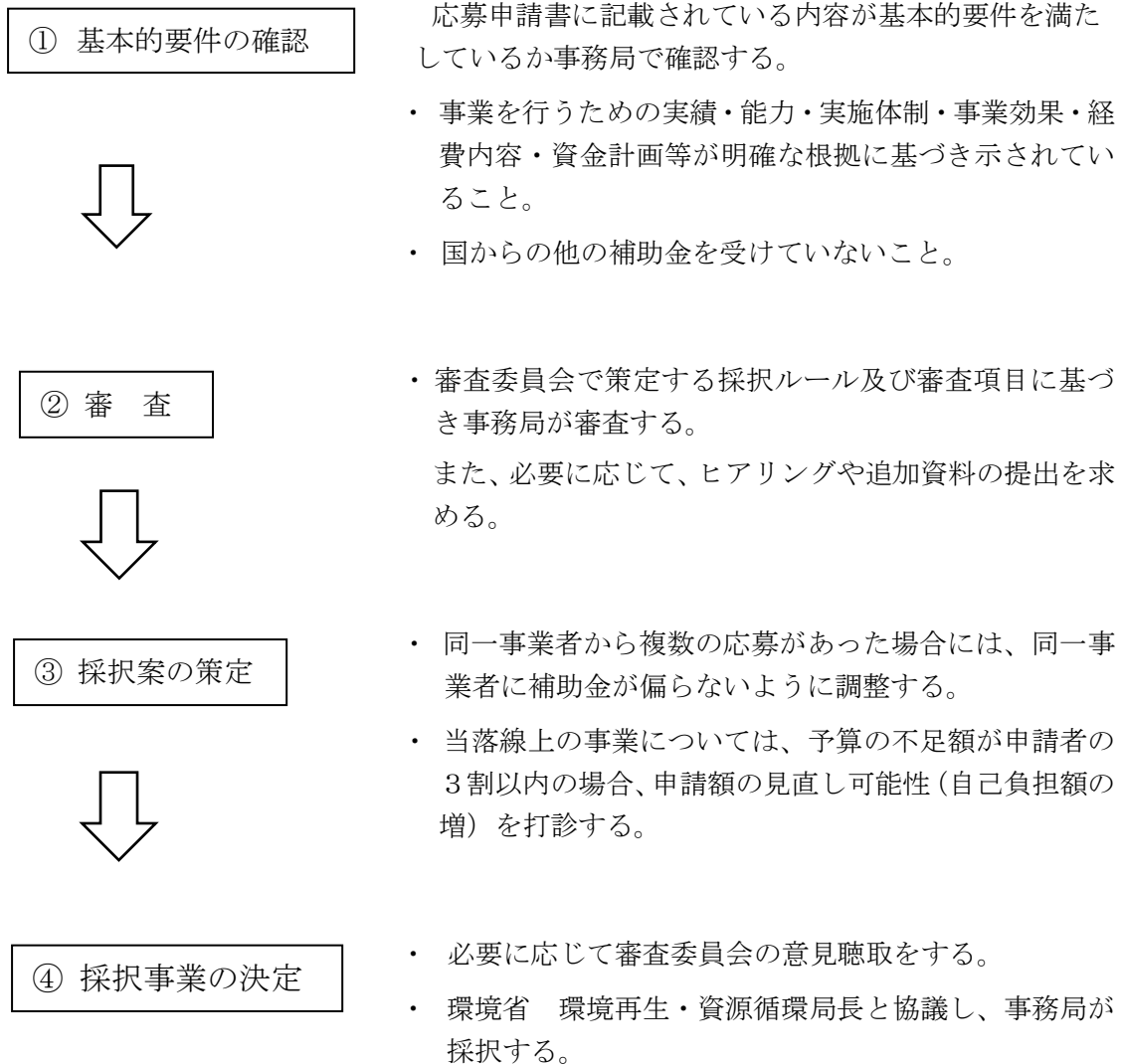
#### ○事業採択までの手順

##### （１）審査基準等の策定（審査委員会）

- ・審査基準策定の考え方

審査基準を用いて、事務局（廃棄物・3R研究財団）において応募事案の審査を行うため、事業の適格性、合理性、事業効果、事業意義に関する審査項目を設定する。

##### （２）審査及び採択の流れ（事務局）



### (3) 基本的要件の確認

事務局において、応募申請書すべての項目を満たした事業について採点することとし、下表の確認事項の「B」に該当する事業は、基本的な要件を満たしていないと判断し、不採択とする。

基本的要件		確認事項（判断基準）			確認書類	
ア	事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること	許認可の有無	A	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有しているまたは取得予定		許可書の写し又は取得予定の旨を記載した書類
			B	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有していないまたは取得予定がない		
		経理状況	A	下記以外		経理状況説明書
			B	直近の2カ年度がともに債務超過（純資産合計が負）であり、改善の見込みがない		
		実施体制	A	実施計画書に適正な実施体制及び設備の保守計画が記載されている		実施計画書 「事業の実施体制」及び 「設備の保守計画」
			B	明らかに不適切または記載なし		
		投資回収年数	A	下記以外		
			B	資金回収年数が3年未満又は法定耐用年数の3倍以上である。（これまでリサイクル困難であったものをリサイクル可能とするなど資源循環を効果的に促進可能な特別な技術や設備の導入に繋がる場合を除く）		
イ	事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること	A	実施計画書及び経費内訳に必要な根拠資料が添付されており、記載内容が適正である		実施計画書、経費内訳、添付資料	
		B	明らかに不適切または記載なし			
ウ	導入する設備等について、国からの他の補助金等を受けていないこと	A	国からの他の補助金等を受けない（固定価格買取制度による売電を行わないことを含む）		実施計画書 「他の補助金等との関係」	
		B	国からの他の補助金等を受けている又は受ける予定			

エ	暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること		A	誓約書を添付してある		誓約書
			B	誓約書なし		
オ	補助事業が令和6年2月29日までに完了する見込みであること。		A	令和6年2月29日までに完了する見込みである。		実施計画書 「事業実施スケジュール」
			B	明らかに令和6年2月29日までに完了しない。		

※対象となる補助事業として適正であるか特別な判断を要する場合は、審査委員に相談する場合がある。

# 審査基準の策定について

## 1. 審査基準の考え方

- (1) 応募事案の審査を行うため、事業の適格性・合理性、事業効果・事業意義に関する審査基準の項目を設定する。
- (2) 補助事業の適格性・合理性に関する配点は全体の10%とし、90%を事業効果・事業意義に関する配点とする。

## 2. 審査の項目

- (1) 適格性・合理性
  - ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
- (2) 事業効果・事業意義
  - イ 事業の循環型社会構築への貢献
  - ウ 設備導入による二酸化炭素の削減効果
  - エ リサイクル増加量
  - オ 事業の先進性

## 3. 採択ルール

- (1) 審査基準において、各項目に0点の項目がないこと。
- (2) 審査基準における採点基準の合計点数の高い順に採択する。

#### 4. 審査基準

審査項目		審査基準	採点基準		点数
適格性・合理性	ア 事業の 合理的な 実施計画 の 実現性 10点	本事業の実施計画の 確実性・事業の継続が 見込まれるかについて 評価する。  (10点満点)	基礎 点 a	本事業に対する理解度が高く、実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	5点
			基礎 点 b	本事業に対して一定の理解があり、実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	3点
			基礎 点 c	本事業に対する理解度が低く、実施計画の実現可能性が低い又は判断できない。	0点
			加 点 d	地域脱炭素への貢献 ・環境省から脱炭素先行地域に選定され、その計画の一部として本事業を実施する場合	5点

審査項目		審査基準	採点基準	点数	
イ 事業の循環型社会構築への貢献 30点		製品中の資源が高い割合でリサイクルされているもの、又はより高度な資源循環に資するものなど、循環型社会の構築への寄与度について評価する。 (30点満点)	a	処理能力が高く、太陽光パネル、リチウムイオン電池又は金属原料に使用されている資源が高い割合でリサイクルされているかを評価する。具体的には、太陽光パネルについてはリサイクルされずに最終処分される割合が可能な限り少ないこと、リチウムイオン電池については主要な希少金属が高品位にリサイクルされていること、金属破碎・選別については、可能な限り素材ごとに回収できること。	30～1点
			b	太陽光パネル又はリチウムイオン電池に使用されている資源がほとんどリサイクルされていない、金属が素材ごとに選別されていない。	0点
事業効果・事業意義 25点	ウ 設備導入による二酸化炭素の削減効果	年間のCO2削減量の費用対効果と、CO2削減量の算出根拠について評価する。 (25点満点)	CO2削減量の費用対効果		25～0点
			<p><b>【CO2削減量の費用対効果を求める算定式】</b></p> $\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{t-CO2}] = \text{補助対象経費の総支出予定額}[\text{円}] * 1 \div (\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量}[\text{t-CO2}/\text{年}] * 2 * \text{耐用年数}[\text{年}] * 3) * \text{係数} * 4$ <p>*1 補助対象経費の総支出予定額とは補助対象設備の導入のために必要な見込額（補助金額と自己負担額の合計額）をいう。</p> <p>*2 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出量をいう。</p> <p>*3 補助対象設備の耐用年数は9年とする（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数をいう。）。</p> <p>*4 CO2削減量の費用対効果の算出根拠が明確で適切かどうか評価し、6段階評価（5～0）に応じて係数（1.0～0.0※0.2刻み）を設定する。</p> <p>※費用対効果により分布グラフを作成し、費用対効果の平均値を配点の中央点として、より低コストになるほど高得点になるよう配点を設定し、採点する。（件数が少ない設備は、該当設備中の費用対効果の比率により採点し、審査委員会に諮る。）極端に高コストの場合は0点となる可能性がある。</p> <p>※リサイクルが困難であったものをリサイクル可能とする資源循環を効果的に促進可能な特別な技術などの場合を除き、費用対効果が100,000円を超える場合は0点とする。</p>		

審査項目		審査基準	採点基準	点数
事業効果・事業意義	エ リサイクル増加量 15点	リサイクル増加量の費用対効果が高い事業を評価する。 (15点満点)	リサイクル増加量の費用対効果  【リサイクル増加量の費用対効果を求める算定式】 リサイクル量増加コスト[円/t]=補助対象経費の総支出予定額[円]*1÷(リサイクル増加量[t/年]*2×耐用年数[年]*3)(耐用年数は9年とする)  *1 補助対象経費の総支出予定額とは補助対象設備の導入のために必要な見込額(補助金額と自己負担額の合計額)をいう。 *2 事業の実施による年間素材増加量をいう。 *3 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数をいう。)  ※費用対効果により分布グラフを作成し、費用対効果の平均値を配点の中央点として、より低コストになるほど高得点になるよう配点を設定し、採点する。 (件数が少ない設備は、該当設備中の費用対効果の比率により採点し、審査委員会に諮る。)  極端に高コストの場合は0点となる可能性がある。	15~0点
	オ 事業の先進性 20点	従来設備と比べリサイクルの低炭素化及び資源効率性の向上について評価する。 (20点満点)	a 従来設備と比べ、これまでリサイクル困難であった部材や他品種の素材が高品位にリサイクルされている。 b 従来設備と比べ、これまでリサイクル困難であった部材や他品種の素材が一部リサイクルされている。 c 従来設備と比べ、これまでリサイクル困難であった部材や他品種の素材がリサイクルされるなどの先進性が期待できない。	20点 10点 0点
	合計(100点満点)			100点